

施工箇所が点在する工事の積算方法の試行(一部改正)

1 趣旨

災害復旧工事等において、点在する複数の施行箇所をまとめて発注する工事については、標準積算による積算額と実際にかかる費用との間に乖離が生じることが想定されるため、実態に合わせた積算方法を試行しており、平成 26 年 9 月から合冊入札のほか合併入札においても運用しています。

平成 28 年 6 月 1 日付建設業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、配置技術者の専任要件（金額要件）を改正しました。

2 内容

- (1) 施工箇所間の直線距離が 100 m 以内の複数の工事については、ひとつの工事とみなして積算し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整を行います。
- (2) 施工箇所間の直線距離が 100 m を超える複数の工事については、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出し調整を行わず、一般管理費等についてのみ当該複数の工事をひとつの工事とみなして調整を行います。((1)でひとつとみなした複数の工事については、当該複数工事をひとつの施工箇所とみなします。)

3 対象工事

- (1) 災害復旧事業及び府民公募型整備事業で施工箇所間の直線距離が 100 m を超える複数の工事をまとめて発注するもの
- (2) 専門工事等で、入札不調・不落対策のために発注ロットを調整する必要があり、施工箇所間の直線距離が 1 km を超える複数の工事をまとめて発注するもの

4 入札及び契約の方法

次のいずれかの方法によることとする。

(1) 合冊入札による方法

ア 入札については、一件の入札で複数の契約をする方法で行う。

イ 契約については、2(1)の工事を契約単位として、100 m を超える施工箇所毎に個別に締結する。

(2) 合併入札による方法

入札及び契約については、2(2)の複数の工事をひとつの工事とみなして、一件の入札で一件の契約をする方法で行う。

5 配置技術者の専任要件

(1) 合冊入札による方法の場合

複数工事の一件あたりの契約額が 3,500 万円未満であれば、それらの合計額が 3,500 万円以上となっても技術者の専任を要しない。

(2) 合併入札による方法の場合

複数工事を合算した工事の予定価格が 3,500 万円以上で専任要件を設ける。

6 適用期日

平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

7 詳細資料

○「施行箇所が点在する工事の積算方法の試行について」

◆施工箇所が点在する工事の積算方法の試行のイメージ図

